



# 臨時福祉給付金の受付がはじまります



4月12日(水)から1人15,000円の臨時福祉給付金(経済対策分)の受付を開始します。支給対象者は、平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)の支給対象者と同じで、対象と思われる方には4月7日に申請書を郵送します。申請手続きは、申請書と必要な書類をお持ちになり役場で申請する方法と郵便で申請する方法があります。

混雑をさけるため下記のとおり時間と地域を分けてご案内しておりますのでご協力をお願いします。



## ■申請時間と場所

- ①4月12日(水)から4月18日(火) 役場東館第4会議室で受付  
※各町生活館での申請受付はありませんのでご注意ください。

月日	受付時間	対象地域
4月12日(水)	午前8時45分～正午	緑が丘地区
	午後1時～午後4時30分	鶉本町・朝駒地区
4月13日(木)	午前8時45分～正午	本町・中町・東山・東町地区
	午後1時～午後4時30分	鶉地区
4月14日(金)	午前8時45分～正午	中央北1条～3条
	午後1時～午後4時30分	中央南1条～4条
4月17日(月)	午前8時45分～正午	東鶉地区
	午後1時～午後4時30分	
4月18日(火)	午前8時45分～正午	下鶉南1条、下鶉南3条、下鶉北
	午後1時～午後4時30分	下鶉南2条、下鶉南4条、下鶉東

- ②上記以降申請期限(8月31日)まで 役場福祉課福祉係で受付

■支給対象者 平成28年1月1日時点で住民票が上砂川町にある住民税非課税の方。ただし、課税されている方に扶養されている方、生活保護の受給者は対象になりません。

■申請方法 申請書と必要な書類等を添えて申請してください。郵便申請もできます。なお、住民税の申告後、課税状況の変更をされた方で、給付金の対象となるとと思われる方は、お問い合わせください。

## ■申請に必要な書類など

### ①本人確認書類

1点でよいもの～運転免許証、個人番号カード、身体障害者手帳、パスポートなどの顔写真付の身分証明書

2点必要なもの～健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書など顔写真のない身分証明書

※就学前のお子さんなどで本人確認書類が2点用意できない場合は、健康保険証のみで可

### ②預金通帳(前回の口座と同じ口座に振込を希望する場合は不要です)

問合先 役場福祉係(☎62-2222)